

⑥ 笠間市まちづくり市民活動助成事業を募集します

問・申 総務課(内線 132)

市民自らがまちづくりの主体として活動していくために必要な経費に対して助成金を交付します。令和7年度からは、自治会・町内会など地域コミュニティの基盤強化を図るため、新たに「地域づくり推進事業」を対象事業とし、幅広い世代の市民が気軽に楽しく参加し、交流できるような取り組みを支援します。

応募資格 次のすべての要件を満たすもの

- (1) 不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動を行っているもの
- (2) (1)の活動を自主的に行い、継続して行う見込みがあるもの
- (3) 活動拠点が市内にあり、地域の発展に貢献する活動を行うもの
- (4) 他の地域、民間活動のモデルとなるもの
- (5) 自治会もしくは行政区または構成員が5人以上で、半数以上が市内に居住または通勤もしくは通学しているもの

※ただし、宗教活動、政治活動もしくは選挙活動を行う団体、当該年度に市が実施する他の補助制度により補助を受けている事業、過去に地域活性化事業において助成を受けている団体については、助成対象外です。

対象事業 次のいずれかに該当し、交付決定から翌年3月までに行う事業

1. 地域づくり推進事業

事業内容	補助率	助成金額
地域の安全、防犯などに関する事業	事業費の 3分の2以内 の額または 30万円以内の いずれか 少ない額	限度額 【3か年合計額】 60万円/3年継続
地域住民の健康または福祉の増進に関する事業		
レクリエーションなどの地域コミュニケーションに関する事業		
地域のさまざまな課題を自主的に解決するために 創意と工夫をもって取り組む事業		

2. 地域活性化事業

「担い手の育成」に沿った内容を取り入れた**地域との連携による事業**で次のいずれかに該当する事業

事業内容	補助率	助成金額
市内外からの集客を目的に、創意と工夫をもって取り組む事業	事業費の 3分の2以内 の額または 30万円以内の いずれか 少ない額	限度額 【単年】 30万円
市民交流を促進するために効果的な事業		【2か年合計額】 45万円/2年継続
地域資源を効果的に活用した個性的なまちづくり事業		【3か年合計額】 60万円/3年継続

申込方法 必要書類を窓口に直接提出してください。書類は右の二次元コードからダウンロード、または窓口で配付しています。

申込期限 5月2日（金）



市ホームページ

後期高齢者医療保険料の納付は、口座振替にすると便利です。5ページ

2025-0403